



O w a n i C e m e t e r y
大鰐霊園

申込みのご案内

大鰐町住民生活課

〒038-0292 大鰐町大字大鰐字羽黒館5番地3
TEL:0172-48-2111(代) FAX:0172-47-6742

も く じ

1. 所在地	1
2. 分譲区画数	1
3. 使用料と管理料	1
4. 申込者の資格	1
5. 申込方法	2
(1) 受付場所	
(2) 必要な書類等	
6. 使用料の納付及び使用許可証の交付	2
7. 使用権の承継	2
8. 使用権の消滅及び取り消し	3
9. 埋葬場所の返還	3
10. 墓碑等を設置するときのきまり	3
11. 使用上の届出	4
12. 行為の禁止	4
13. その他の注意事項	5

1. 所在地

大鰐町大学大鰐字北山39 番地

2. 分譲区画数

区 別	区画数
第1種 3.96 m ²	176
第2種 6.00 m ²	17
計	193

3. 使用料と管理料

種 類	面 積	間口	奥行	単 位	永代使用料	管 理 料
第1種	3.96 m ²	1.8m	2.2m	1 区画	250,000 円	年額2,000 円一括払
第2種	6.00 m ²	2.0m	3.0m	1 区画	300,000 円	年額3,000 円一括払

管理料は、毎年会計年度開始後、6月30日までに町長の発行する納入通知書により納付しなければなりません。ただし、年度途中において使用許可を受けた方については、その都度全額納入しなければなりません。

※一度納付した永代使用料及び管理料は、いかなる理由があっても返納出来ませんので、ご了承ください。

4. 申込者の資格

- (1) 大鰐町に住所又は本籍のある方
- (2) 大鰐町以外の方で町長が特別の理由があると認めた方
(この場合、大鰐町に住所を有する方を代理人に選定し、町長の承認を得る必要があります。また、この代理人は、使用者の代わりに一切の義務を負うこととなります。)

5. 申し込み方法

(1) 受付場所 大鰐町役場 住民生活課

※ 冬季積雪間は現地確認できませんので、図面上での受付になります。

(2) 必要な書類等

① 使用許可申請書 1 通

② 申請者の住民票の写し（世帯全員の住民票） 1 通

③ 印鑑

④ 使用者の住所が他市町村にある方は、大鰐町に住所を有する方を代理人として届ける必要があるため、代理人の住民票の写し（世帯全員の住民票）が 1 通必要です。

⑤ 原則として 1 使用者 1 区画ですが、特別の理由がある場合には 2 区画まで使用できます。

※ 郵送、電話での申し込みは受け付け出来ません。

6. 永代使用料の納付及び使用許可証の交付

(1) 所定の手続きが終わりましたら、永代使用料を納付してください。使用許可証は使用料を納付した後交付します。

※ 町長が特に必要があると認めるときは、使用許可証を受けた日から起算して 30 日以内に使用料を納付することが出来ます。

(2) 「使用許可証」を紛失したり汚損した場合は、所定の手続きをして再交付をうけてください。（別途手数料が発生します。）

7. 使用权の継承

埋葬場所を使用する権利を承継できる方は次のとおりです。この場合名義変更の手続きをしてください。

(1) 相続人

(2) 相続人の無いときは、町長の承認を得た親族又は縁故者

※使用权の継承は、当該墓地の使用权者の祭祀権を有する者のみとなっており、墓石の有無に関わらず、祭祀権の無い者への継承は出来ません。

8. 使用权の消滅及び取消し

- (1) 使用者等が所在不明となり 10 年を経過したときは使用权が消滅します。
- (2) 使用者が次のような場合に該当するときは、使用許可が取り消されます。
 - ① 使用权を譲渡し、又は埋葬場所を転貸したとき。
 - ② 許可を受けた目的（墳墓の用に供する）以外に使用したとき。
 - ③ 管理料を 3 年以上滞納したとき。
 - ④ 条例又は規則に違反したとき。

9. 埋葬場所の返還

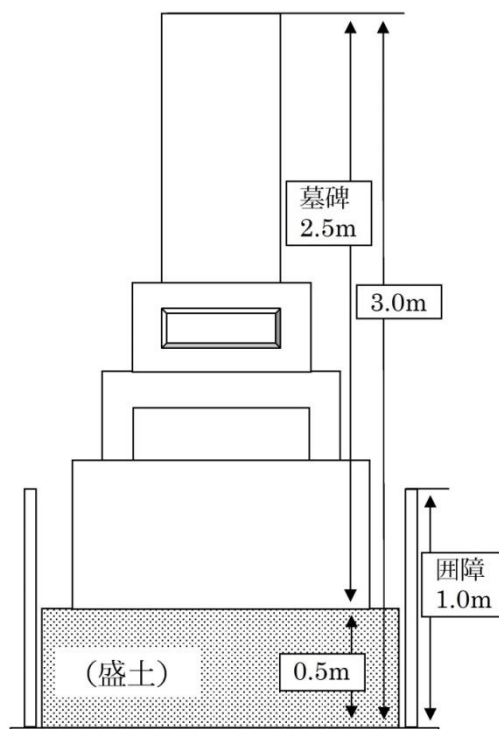
使用許可後、埋葬場所を返還される場合は現状に復して返還してください。（この場合、永代使用料及び管理料は払い戻ししません。）なお、現状に復す義務を履行しないときは、町長がこれを代行し、その費用を使用者から徴収します。

10. 墓碑等を設置するときのきまり

墓碑等を設置するときは施行前に必ず届け出て承認を受けてください。なお、設置にあたっては次の事項を守ってください。

- (1) 全体の高さは基準地盤面から 3m 以内とすること。
- (2) 墓碑の高さは 2.5m 以内とすること。
- (3) 覆土する場合は基準地盤面から 0.5m 以内とすること。
- (4) 囲障は石材又はコンクリート等で築造し、その高さは基準地盤面から 1m 以内とすること。生垣は禁じます。なお、上屋類、板べい等これに属する施設をしてはいけません。
- (5) 植栽する樹木は低木類で高さは基準地盤面から 1.5m 以内とし、常に整理整形して他に迷惑を及ぼさないよう、又周辺の樹園地に支障のない樹種を選択してください。
(イブキ、ビャクシン類は植えないでください。)
- (6) 墓碑の型は自由となります。

■参考 墓碑等の寸法



11. 使用上の注意

次の場合には必ず届け出てください。

- (1) 遺骨を埋葬するとき。
- (2) 使用者が本籍、住所、氏名を変更したとき。
- (3) 使用者が死亡し、相続のあったとき。
- (4) 相続人のいない場合、使用者から親族又は縁故者に使用权を譲渡するとき。
- (5) 代理人を選定するとき。
- (6) 墓碑等を設置するとき。

12. 行為の禁止

霊園内において次のような行為をすると罰せられます。

- (1) 墳墓及び墳墓工作施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 立入禁止の区域に立ち入ること。
- (3) 竹木を伐採し、植物を採取し、又はこれらを損傷すること。
- (4) ごみその他汚物又は廃棄物を投棄すること。

- (5) 指定された場所以外に車両等を乗り入れること。
- (6) 墓参者に妨害又は迷惑を及ぼす行為をすること。
- (7) その他、管理上支障があると認められる行為をすること。

13. その他の注意事項

- (1) 埋蔵又は改葬のときは、埋（改）葬許可証並びに使用許可証を添えて斎場の係に届け出てください。
- (2) 霊園には死体を土葬することは出来ません。
- (3) 既納の永代使用料、管理料は還付しません。
- (4) 自然災害等不可抗力による損害については、町は一切の責任を負いません。

◎ お墓を建てる時の注意

境界ぎりぎりにお墓を建てるとう、隣のお墓を傷つけたり壊したりする恐れや、石面が見えなくなったりします。境界より約 7.5cm 程離して建てるようにお願いします。

